

吉崎市農業委員会定例会（令和8年5月）

議 事 録

1. 開催日時 令和8年5月25日（月） 午前9時
2. 開催場所 吉崎市役所 石田庁舎 第4会議室
3. 出席委員 …… 農業委員会長 外 農業委員 16名
4. 欠席委員 …… 委員 …… 委員
5. 事務局職員 事務局長 …… 事務局次長 …… 主任主事 ……
6. 議事日程
  - 第1. 議事録署名委員の指名 ・番…委員 ・番…委員
  - 第2. 議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第23号 吉岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について
  - 議案第24号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（出し手から農地中間管理機構）の意見審議について
  - 議案第25号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（農地中間管理機構から受け手）の意見審議について

7. その他

次回の定例会の日程について 令和8年6月24日（水）午後1時30分～

---

開 会 （ 午 前 9 : 0 0 ）

事務局 皆さんおはようございます。

ご案内の時間前ではありますが、只今より令和8年5月の農業委員会の総会を開会致します。

本日は、…番…委員と…番…委員さんから欠席の届け出が出ております。本日の出席委員は19人中17名で過半数を超えておりますので、総会は成立を致しております。

それでは、総会日程2の「会長挨拶」を…会長にお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

会 長 おはようございます。本日は、5月の定例会を開催しましたところお忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。

現在、国際情勢が不安定化しており、国内におきましてもその影響を受けています。すでに中小企業の倒産も出始めており、大変危惧しております。我々農家にとりましても同様であり、資材価格の高騰が高止まりし、経営が悪化しております。たまたま前回の子牛の競り市においては高値が付いたと思っておりますが、せっかく価格が上がったものの、実質的な経営内容を見ますと、取材

や報道等の影響ほどには、思ったより動きが少なかったという話も聞いております。

やはり、これは耐えるしかないと思っております。1年、2年で昔のように資材価格等が戻ることはあり得ないと思っておりますので、今は我慢の時だと考えております。

さて、5月19日から20日にかけて、平戸市において会長・事務局長会が開催されました。私と事務局長の2人で出席しました。

今年度の重点目標が決定されており、今お手元の資料にありますように、農地集積から農業新聞の普及推進まで、5項目ほど決定しております。今年度は、皆様とともに、この施策の推進に努めていきたいと考えております。それから、地域計画のブラッシュアップについてですが、あと2年で5年目を迎えますので、現在作成しております地域計画の見直しを早急に進める必要があると思っております。

これにつきましては、当然、農林課と連携して進めなければなりません。私の個人的な考えとしましては、壱岐市内において、圃場整備地区を中心に法人化された地域をモデルとして集約化の話し合いを進め、さらに、圃場整備が完了している地区や法人化ができていない地区を中心に進めたらどうかと考えております。

これにつきましても、私たちの任期中に改定作業が始まりますので、ご協力をお願いしたいと思っております。

それから、農地中間管理事業の推進方針につきましても、方針が示されております。これにつきましても、農林課と連携しながら推進する必要があります。今まで農地流動化の補助金がありましたが、それが終了しております。

今後は、農地中間管理事業へ移行する形で進めていったらどうかと考えておりますので、皆様方のご協力をお願いしたいと思います。

本日は、この後、皆さんにおかれましても作業等があるかと思っておりますので、会議がスムーズに進みますよう祈念し、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。本日はよろしく申し上げます。

議長 それでは、これより議事に入ります。

まず、議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。「壱岐市農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名人ですが、議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。

【はいの声あり】

それでは、本日の議事録署名人は、・番・・委員、・番・・委員をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

なお、本日の会議書記には事務局、・・主任主事を指名します。

それでは、議事日程第2の議案第22号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局 はい、1頁をお願いします。

議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請が次のとおり提出がされたので、審議のうえ決定の要がある。

22番 土地の所在

|          |                       |      |    |   |    |        |
|----------|-----------------------|------|----|---|----|--------|
| 郷ノ浦町志原西触 | <sup>あざきたはら</sup> 字北原 | ・・・番 | 地目 | 田 | 面積 | 189㎡   |
| 同じく      |                       | ・・・番 | 地目 | 田 | 面積 | 2,630㎡ |
| 同じく      |                       | ・・・番 | 地目 | 畑 | 面積 | 54㎡    |

譲渡人 . . . . .

譲受人 . . . . .

経営地面積は田が10,893㎡、畑が36,469㎡の計47,362㎡です。

申請理由

譲渡人 島外在住で管理できないため売却する。

譲受人 買受けて農業規模を拡大する。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況はオリーブの作付けです。

農機具は、パワーショベル、乗用草刈機、運搬車、耕運機を所有してあります。

構成員は、常時雇用者と合わせて6名、臨時雇用者が4名で農作業に従事しております。通作距離については、3km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、オリーブの作付けでありますので、周辺への影響は、ないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。5月18日に・・委員さんと譲受人との立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、担当委員の補足説明を求めます。

・・委員 はい。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 はい。担当の・・です。

事務局の説明の通り、5月18日に・・・の従業員さんに確認を致しました。譲渡人の・・・さんは島外在住で農地の耕作ができないということで、譲受人である・・・さんに売却するものです。何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。

【異議なしの声あり】

それでは、ご異議がないようですので、議案第22号22番は決定します。続きまして、23番の説明をお願いします。

事務局 はい、1頁をお願い致します。

23番 土地の所在

郷ノ浦町若松触 <sup>あざしものはる</sup> 字下ノ原 ……番 地目 畑

面積 1,345㎡ 持分1/2

譲渡人 ……

譲受人 ……

経営地面積は田が8,529㎡、畑が3,798㎡の計12,327㎡、です。

申請理由

譲渡人 譲渡人の希望で売却する。

譲受人 共有分を買い取り、耕作に従事する。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」ではありますが、経営状況は水稻、飼料作物です。

農機具は、トラクター、モア、トラクターモア、軽トラックを所有してあります。また家畜は肉用牛を所有してあります。

農作業歴は本人60年です。

通作距離については、500m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、水稻、飼料作物の作付けでありますので、周辺への影響は、ないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。5月18日に・・・委員さんと譲受人との立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、担当委員の補足説明を求めます。

・委員 はい。

議長 はい、番 ・委員。

・委員 はい。担当 ・です。

事務局の説明の通り、5月18日に本人に確認を致しました。

譲渡人である ・さんの要望により、譲受人である ・さんは共有分を買い受けるものです。何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。

【異議なしの声あり】

それでは、ご異議がないようですので、議案第22号23番は決定します。続きまして、24番の説明をお願いします。

事務局 はい、2頁をお願い致します。

24番 土地の所在

芦辺町箱崎大左右触 <sup>あざつもち</sup> 字津持 ・ ・ ・番・ 地目 畑 面積 58㎡

同じく ・ ・ ・番・ 地目 田 面積 247㎡

譲渡人 ・ ・ ・ ・ ・

譲受人 ・ ・ ・ ・ ・

経営地面積は田が10,419㎡、畑が6,875㎡の計17,294㎡です。

申請理由

譲渡人 島外在住で管理できないため売却する。

譲受人 買受けて耕作に従事する。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は飼料作物、野菜です。

農機は、トラクター、モア、刈払機、軽トラックを所有してあります。

農作業歴は本人20年、父30年です。

通作距離については、200m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、飼料作物、野菜の作付けでありますので、周辺への影響は、ないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。5月18日に ・委員さんと譲受人との立会いの下、現地

確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、担当委員の補足説明を求めます。

・委員 はい。

議長 はい、番 委員。

・委員 はい。担当の です。

事務局の説明の通り、5月18日に確認を致しました。

譲渡人の さんは島外在住で農地の耕作ができないということで、譲受人である さんに売却するものです。

何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。

【異議なしの声あり】

それでは、ご異議がないようですので、議案第22号24番は決定します。

続きまして、議案第23号「吉岐農業振興地域整備計画変更(除外)に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、3頁をお願いします。

議案第23号「吉岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について」農業振興地域の整備に関する法律第13条の規定により、次の農業振興地域内農用地区域の除外申請について、市から意見を求められたので、審議のうえ決定の要がある。

1番 土地の所在

芦辺町中野郷東触 <sup>あざふるや</sup>字古屋 . . . 番 . 地目 田

面積 1, 125㎡のうち499.39㎡ 除外目的 宅地

申請人 . . . . .

申請理由

申請地を宅地として整備したいので農振農用地からの除外を申請します、というものです。位置図、写真、配置図は4頁から6頁です。

5月18日に 委員さんと申請人との立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、担当委員の補足説明を求めます。

・委員 はい。

議長 はい、番 委員。

・委員 はい。担当の です。

事務局の説明の通り、5月18日に現地確認を致しました。

申請者の さんは、申請地を買い受けて持ち家を建築したいため農用地区域の除外申請を行いたいとの事であり、合併浄化槽も設置される予定でありますので、周辺農地への影響はないと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。

【異議なしの声あり】

それでは、ご異議がないようですので、議案第23号1番は決定します。

続きまして議案第24号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(出し手から農地中間管理機構)の意見審議について」と議案第25号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(農地中間管理機構から受け手)の意見審議について」は、関連がありますので、一括上程したいと思います。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案の第24号と議案第25号は一括して説明させていただきます。

はい、7頁をお願い致します。

議案第24号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(出し手から農地中間管理機構)の意見審議について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見を求められたので、その判断を求めるものです。8頁～9頁をご覧ください。

令和8年5月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画については、この一覧表のとおりであります。

また、7頁をご覧くださいますと長崎県農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社が農地中間管理権を取得する計画が、賃貸借権設定について、10年間の田の新規が5筆で12,993㎡、5年間の田の新規が6筆で6,149.50㎡、10年間の田の更新が4筆で1,995㎡、5年間の畑の新規が1筆で2,290㎡、賃貸借権設定の合計が田畑合わせて16筆で23,427.50㎡であります。続きまして、使用貸借権設定について10年間の田の新規が3筆で3,807㎡、5年間の田の新規が5筆で4,646㎡、10年間の畑の新規が1筆で946㎡、5年間

の畑の新規が5筆で4,973㎡、使用貸借権設定の合計が田畑合わせて114,372㎡であります。

続きまして、11頁をお願い致します。

議案第25号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(農地中間管理機構から受け手)の意見審議について」農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による意見を求められたので、その判断を求めるものです。

12頁から13頁の令和8年5月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画については一覧表のとおりであります。一部変更がございます。

これは、農地中間管理機構への出し手は変わらず、受け手が変更したのが加わっております。13頁の番号31番から34番分で受け手が、これまで、農事法人組合・・でありましたが、ここに書いてありますように、・・氏に変更されるものです。

よって、農地中間管理機構から受け手は、先ほど7頁で説明した出し手から農地中間管理機構の分の農用地利用集積等促進計画に11頁の使用貸借権設定の1年間の田の更新で4筆3,929㎡が加わったものとなります。

計画につきましては、農地中間管理事業を実施する公益財団法人長崎県農業振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、集積計画表は、議案第24号で説明したとおりであります。

この計画につきましては、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に掲げる各要件を満たしております。

なお、議案第24号の農用地利用集積等促進計画(出し手から農地中間管理機構)の公告と、農用地利用集積等促進計画(案)の決定は、同時施行と致します。

これによりまして、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地集積等促進計画を定めて、県知事が促進計画を、公告することによりまして、農地中間管理機構が借り手に農地を貸し付けるという手続きの流れになります。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、これにつきましては、法に則って行いますので皆様方の意見を求めることとなります。何かございませんか。

・・委員 はい。

議長 はい。・・委員。

・・委員 はい。12ページの番号で言いますと、5番から9番についてですが、私が存じ上げないだけかもしれませんが、・・株式会社は、この場所を借りて耕作をされるということですか。

事務局 はい。飼料作物です。

・委員 そうですか。わかりました。結構です。

議長 よろしいですか。ありがとうございます。他にございませんか。

【異議なしの声あり】

それでは、異議がないようでありますので、議案第24号と議案第25号は原案のとおり決定します。続きまして、その他の件をお願いします。

事務局 先ほど、第24号議案、第25号議案で説明いたしました農地中間管理事業関係の説明につきましては、「少し聞き取りにくい」「説明が長い」といったご意見もありますので、6月からは少し短縮した形で説明をさせていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

それと、次回の定例会の日程につきましては、令和8年6月24日水曜日、午後1時30分からお願いしたいと思っております。場所は、こちらの2階会議室でお願いいたします。また、先ほど別紙でお配りしております「令和7年度農業委員会活動における重点活動の取組内容」につきましては、次長から説明をさせます。

令和7年度農業委員会活動における重点活動の取組状況について説明します。

まず、農地集積の実績についてです。

農業委員及び農地利用最適化推進委員一人当たり30aを目標として取り組んだ結果、新規集積面積17.9haの目標に対し、実績は22.3haとなり、目標を達成しております。

次に、遊休農地の解消についてです。

令和3年度利用状況調査結果における緑区分88.2haを5年間で解消する計画として、令和7年度は17.6haを目標としておりましたが、実績は27.9haとなりました。

適正な非農地処理については、令和2年度荒廃農地調査におけるB分類50.9haを5年間で解消する計画として、10.2haを目標としておりましたが、実績は18.3haとなっております。農業者年金については、新規加入者2名の目標に対し、2名を確保しております。全国農業新聞の購読推進については、目標128部に対し、実績は112部となっております。

続いて、令和8年度重点活動に係る目標数値について説明します。

農地集積については、第4期「ながさき農林業・農山村活性化計画（令和8年度から令和12年度）」に基づき、県全体の新規集積目標面積1,726haのうち、吉岐市の目標は191haとなっております。遊休農地の解消については、昨年度と同様の算定方法により、17.6haを目標としております。また、非農地処理についても、昨年度と同様に10.2haを目標としております。

農業者年金の新規加入者確保については、県全体で80名、本市においては昨年度と同様に2名を目標としております。

全国農業新聞の購読目標については、令和7年度末時点の農業委員の普及率に応じたポイント加算により、140部となっております。

なお、現在の112部は3月末時点の実績であり、今後、解約等により部数が減少する可能性もありますので、委員の皆様におかれましては、1人2部の確保に向け、引き続きご協力をお願いいたします。

続きまして4月の定例会後に・・・委員さんから、「土地の売買単価について教えてもらえないか」というお話がありました。過去に売買された単価を、参考までに掲載しております。ただし、あくまでも参考価格であり、この金額が絶対というものではありません。また、この資料につきましては、委員の皆様限りで取り扱っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に皆様方にはお伝えしておりませんでした。5月からクールビズとなっておりますので、ネクタイなしで会議等へ出席していただいても構いません。次回からもノーネクタイでよろしいかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。最後になりますが、7月の定例会の日程についてです。25日が土曜日となりますので、事務局としては、7月24日金曜日の午前9時からを考えております。皆様のご予定はいかがでしょうか。特にご都合がなければ、7月24日金曜日で予定したいと思っております。以上でございます。

・・・委員 夏場は、定例会以外には会議等ありませんか。

事務局 利用状況調査に関する説明会を、6月中旬から末頃にかけて開催することになると思います。これについては、推進委員も含めて実施する予定です。改めて案内しますので、よろしくお願い致します。

・・・委員 定例会と合わせてはできないのですか。

事務局 確かにそうですね。昨年までは農業委員さんと推進委員さんを一緒に開催していましたが、農業委員さんについては、この場で研修という形で開催したいと思っております。

・・・委員 できるなら、その方が出直さなくていいです。

事務局 わかりました。それでは、6月の定例会終了後に、1時間程度引き続き研修を行う形にしたいと思います。1時30分から開始したいと思います。事務局から以上です。

議長 皆様方から何かご質問等ございましたらお願いします。  
はい、・・・委員。

・・・委員 すみません。初歩的なことで大変申し訳ないのですが、ご教示をお願いします。今、特定の事業者によって島内でオリーブ栽培が盛んになっているように感じます。これは、1つの樹園地として農地のまま植え付けを行い、農地として活用しているという解釈でよろしいのでしょうか。当初植えられた場所が郷ノ浦町片原付近にあるのですが、現在はかなり大きく成長して、完全に木になっています。こうした場合でも、農地としての樹園地利用という考え方でよいのでしょうか。

議長 みかんなどと同じ考え方です。

・・・委員 みかんなどと同じように、樹木として樹園地扱いにしてよいということですね。わかりました。ありがとうございます。

・・・委員 あと、返却する時は全部抜いて返却することになるんですかね。

・・・委員 伐根して原状に戻すということになるわけですね。

事務局 そのあたりは、当事者間での取り決めになる部分もあると思います。

・・・委員 結局、隣地の日照の問題などに関係してくる場合もあるのではないかと思ったものですから。樹園地として、農地として活用しているということで理解できました。ありがとうございました。

議長 他にございませんか。

・・・委員 もう1点お願いします。農業振興地域についてですが、「農業振興地域に入っている」「入っていない」という話は、農地転用の際にもよく出てくると思います。その定義について、改めて整理しておきたいと思っています。できれば、次回までに文章化した資料を示していただけないでしょうか。農業振興地域に指定されているもの、指定されていないもの、その区分がどうなっているのか、また島内の状況がどのようになっているのかが分かる資料を

お願いしたいと思います。

事務局 はい。次回の会議の時に整理してお示ししたいと思います。

・委員 詳細に作成するのは大変だと思いますので、状況が分かる程度で結構です。よろしくをお願いします。

議長 他にございませんか。

・委員 すみません。自分たちの地区での話ですが、耕作されていた方が亡くなられて、引き受け手がない状況です。土地も相続放棄されるような話になっていて、その田んぼを買いたいという人が現れています。そういう場合は、どうしたらいいのかと思っています。

事務局 ご親族の方が相続放棄されるということですか。

・委員 はい。全部放棄されるという話です。

事務局 相続登記まで済まされているのであれば、相続放棄をしても、一定の管理義務は残ると聞いています。ただ、放棄された場合は、元相続人の方が裁判所に対して相続財産管理人の選任申立てをしなければならないケースもあると思います。その点については調べたうえで、改めて説明します。

・委員 なかなか私たちでは分からないので。

事務局 改めて、きちんと整理して説明させていただきます。

・委員 急ぎませんが、よろしくお願いします。

議長 これまでは、そういった事例があまりありませんでしたが、今後はそのようなケースも増えてくると思います。

・委員 そうなんです。そうすると、先ほどの話のように価格設定なども必要になってきますし、裁判所への手続きも関係してくるのではないかと考えています。よろしくお願いします。

議長 他に皆さん方から何かありましたら。ございませんでしょうか。それでは、皆さん方から意見もないようでございますので、本日の総会の日程

を終了させて頂きたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【はいの声あり】

大変お疲れ様でした。